

伊豆市監査委員 告示第 5 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成 29 年 2 月 2 日

伊豆市監査委員 宮内 知秋

伊豆市監査委員 杉山 誠

記

1. 監査の期日 平成 28 年 12 月 21 日（水）

2. 監査の対象

健康福祉部：こども課、社会福祉課、保険課、健康支援課

3. 監査の方法

提出された監査資料等に基づき、各担当課の説明を受けた後、事情聴取並びに関係書類の審査を実施した。

4. 監査の結果

監査を実施した範囲においては、事務事業及び予算執行状況は概ね適正に処理されているものと認められた。

5. 監査の概要・意見

対象部課の監査結果の概要及び意見は、次のとおりである。

〔健康福祉部〕

(1) こども課

- ① 本市のこども医療費助成事業は、中学 3 年生までを対象に、保険適用となる医療費の一部を助成する事業である。本年度の市の給付見込額は 75,695 千円、自己負担見込額は 16,315 千円であることを確認した。

この事業は、来年度から市の全額負担となり個人負担がなくなることが決まっている。子育て支援がより充実することとなるが、不要受診が増える懸念もあることから電話健康相談等も利用し受診の判断材料に加えるなどの PR もされたい。

県東部各市町は、子育て支援に全力を注いでおり、本市は特に保育料等に対する支援策は先進的である。出産、医療、教育の子育て支援体制や暮らしやすい居住環境など、総合的な情報発信をお願いしたい。

② 保育料及び幼稚園授業料・給食費の滞納状況について確認した。本年度の滞納件数は延べ11件、滞納額は136千円、過年度分の滞納額は2,921千円であった。過年度分については、適切な徴収に努めるとともに、現年滞納者については、額が膨らまないよう、早め早めの対応をされたい。

③ なかいかず認定こども園は民設民営の施設で、平成29年4月開園を目指し、社会福祉法人春風会が中伊豆中央公民館跡地に建設を進めている。

総事業費は491,329千円で、国・県補助金160,562千円、市補助金165,383千円である。園庭は市が整備し事業者が無償貸与とするが、面積は879㎡で全面砂入り人工芝とすることが特色である。造成工事の契約額は48,168千円である。

伊豆市のこども園の運営において、保育と幼稚園部の整合性をどのように整えるのか、更に質の高い幼児教育を確立するのか、検討をお願いしたい。

④ 家庭児童相談室は、家庭や児童を取り巻く環境が変化する中、様々な問題に対応するため、専門相談員2名、市職員1名が配置されている。平成27年度の相談件数は、延べ2,111件、平成28年度への対応継続件数は42件となっており、児童福祉施設への入所者数は14名である。

相談件数は年々増加する傾向だというが、他の専門関係機関等とも連携を強化し、重大な事故に繋がらないよう慎重な対応をお願いしたい。

⑤ 子育てモバイル事業は、携帯電話・スマートフォンなどから、予防接種のスケジュール管理の情報提供や各種健診・流行疾患などのお知らせメール、子育てに関するさまざまな情報提供を目的に、本年9月にスタートした新規事業である。

対象者は、未就学児(1,129人)を持つ保護者ということだが、現時点の登録数は100件ほどであるという。2歳児頃までの予防接種が複雑であるということから登録者目標を20%としているが、予防接種以外の子育て情報も充実させ、利用者の拡大を図っていただきたい。

(2) 社会福祉課

① 本市の民生委員児童委員の定数は110人、現在104人の委員が各地区で活動している。任期は3年であるが、本年12月に改選があり新人委員が64人誕生した。改選においては荷が重いからと次のなり手がなかなか見つからない地区もあるという。さまざまな問題を一人で抱え込まずに、行政など必要な機関に橋渡しをする役割に徹して頂くようにしたいと担当は話す。

高齢化が進む地域住民にとって、大切な役割を果たしている委員であり、行政は研修や情報提供などを積極的に行い委員が適切な活動ができるよう支援をお願いしたい。

② 地域生活支援事業は障害者総合支援法のもと、障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な形態で実施する事業である。本市では、1)相談支援事業 2)手話通訳者派遣事業 3)手話奉仕員養成講座事業 4)移動支援事業 5)日中一時支援事業 6)生活サポート事業 7)日常生活用具給付事業

8)地域活動支援センター事業 9)成年後見制度利用支援事業 10)訪問入浴サービス事業を行っている。

2020年にはパラリンピックが当市で開催される。

昨年4月には障害者差別解消法が施行された。これは、行政機関や民間業者に対し差別的取り扱いを禁止したものだが、市民にも障がい者への偏見をなくし、他者を思いやり、共に生きる気持ちの輪を広げる広報、活動を推進して頂きたい。

- ③ 市内の被生活保護者は、12月1日現在、185世帯、227人であり、保護率は7.12%である。地区別では土肥地区、次いで修善寺地区の保護率が高く、高齢者世帯や母子世帯等で年々増加する傾向にある。

扶助費の中の医療扶助が占める割合は62.4%で、医療費に困り生活保護を申請するケースも増えているという。一方、就労可能な被保護者も増える状況もあるので、今後も自立のための就労支援に力を入れていただきたい。

- ④ 生活困窮者自立支援事業は、生活保護に至る前のセーフティネットとして自立支援策の強化を図ることを目的に行われている。本市で実施する事業は、1)生活困窮者自立相談支援 2)住宅確保給付金 3)生活困窮者就労支援事業 4)被保護者就労支援事業 5)生活困窮者一時生活支援事業 6)生活困窮者家計相談支援事業である。

本年度の新規相談受付件数は25件で就労支援計画作成件数5件があり、前年度作成者を含め6名が就労に至った。

病気による相談もあるというが、症状が重篤化しない対策も他部署とも連携し検討するとともに、貧困の連鎖を断つため困窮世帯の子どもへの学習支援事業なども検討して頂きたい。

(3) 保険課

- ① 国民健康保険の給付状況について確認した。11月現在支給分の療養給付費及び療養費の一般分の支給額は1,490,332千円で前年同期比44,762千円の減、退職分の支給額は65,541千円で前年同期比42,551千円の減となった。高額療養費の一般分の支給額は239,690千円で前年同期比6,727千円の増、退職分の支給額は10,687千円で前年同期比7,101千円の減となった。退職分については、制度改正により新規加入がなくなり加入者減となっていることから支給額も減となった。一般分についても、人口減や後期高齢者医療への移行などにより加入者が減少し療養給付費及び療養費は減少したが、高額療養費は医療の高度化などにより、支給額が増加する傾向にあるとの説明であった。

国民健康保険については、被保険者や国保保険料の実態、医療費の給付状況、一般会計からの繰入状況など、市民が見て理解できる情報開示を工夫して頂きたい。

- ② 本市の介護認定率は、11月末現在で13.2%である。これは、昨年と同時期と比較すると0.1ポイントの減となっている。

介護保険給付の状況については、介護予防サービス事業の一部が介護予防・日常生活支援総合事業に移行したことにより給付額は減となった。また、移行先の総合事業の給

付額との合計においても減となっているという。一方、高額介護サービス給付費は、前年度にサービス利用時の負担割合の制度改正が行われたことなどにより増加傾向であるとの説明であった。

- ③ 後期高齢者医療保険は、医療機関受診の際の窓口負担以外の医療費を、国・県・市町村による公費負担 5 割、現役世代からの支援金 4 割、被保険者からの保険料 1 割という割合で負担することになっているとの説明であった。

(4) 健康支援課

- ① 伊豆市健康マイレージ事業は、心も身体も健康なまちづくりをめざし、市民の健康づくりに関する意識を向上し、年間を通じて健康に関する事業に参加することで健康づくりを推進することを目的とした事業である。

平成27年度のマイレージ達成者は34名、本年度は11月末現在で11名となっている。各教室や講座の参加者等へのチャレンジシート配布やおとなの健診まるわかりガイドへの掲載など啓発活動を行っているが、さらにPRを行い多くの市民が参加する事業に育てて頂きたい。

重ねて、伊豆市民の特定健診データ分析報告では、県平均より高血圧・糖尿病等の有病率が多い傾向にある。この事業が全市民をあげて健康データ改善、健康意識向上の大きな運動につながるきっかけとなることを期待する。

- ② 市内の医療体制の確保及び災害時における医療救護体制の充実を図るため、市の救護病院に指定された公的病院のうち不採算地区病院及びリハビリテーション専門病院に対し補助を行っている。

本年度は、伊豆赤十字病院に 117,139 千円、リハビリテーション中伊豆温泉病院に 99,000 千円を支給する。このうちの 80%は特別地方交付税で補てんされ、市の負担は 20%となる見込みであることを確認した。

高齢者が増加する中で、地域医療構想がまとめられている。圏域での調整であるが、市民が地域で安心して医療サービスが受けられる環境を確立されたい。

- ③ 地域包括支援センターは、生きいきプラザ及び各支所（4箇所）に設置されており、運営は社会福祉法人に委託して行われている。

この地域包括支援センターには、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士が置かれ、地域の人たちの介護予防や日々の暮らしを様々な側面からサポートすることを主な役割としている。

本年度 11 月末までの総相談件数は 12,115 件あり、来所相談 2,486 件、電話相談 6,706 件、訪問相談 2,530 件であったことを確認した。

健康長寿のためには介護予防が大変重要となる。ロコトレ教室や介護予防ボランティア養成講座などを中心に予防事業を進めていただきたい。

地域包括支援センターとその行動方針が、市の地域福祉づくりの司令塔である。本市の特性を基にしながら地域で必要とする事業を展開するとともに、住民に寄り添いかつ

安心と希望の存在となることを期待する。

- ④ 各地区で開催されている敬老会の実施状況について確認した。本年度は、市内 125 地区の内 94 地区で実施済みであり、2 地区が今後の実施を予定している。11 月 30 日現在の対象者は 6,441 人で参加者は 2,308 人、35.8%の参加率であった。平成 25 年度に地区開催となってからほぼ同程度の参加率で推移している。毎年アンケートを取っているということだが、各地区の要望なども精査して今後の実施に配慮されたい。